

鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金交付要綱

制定 平成29年3月23日付第201600189208号
最終改正 令和6年3月28日付第202300331747号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林整備の担い手である林業労働者の技術・技能の向上、労働安全衛生環境の整備、福利厚生の実施等を図ることにより、林業労働者を育成・確保することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業実施要領(平成29年3月23日付第201600189232号鳥取県農林水産部長通知。以下「要領」という。)に基づいて実施される別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 補助事業を行う別表の第2欄に掲げる者

(2) 別表の第1欄の1の(4)のイの事業について、第2欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業(以下「間接補助事業」という。)に係る同表の第4項に掲げる経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ)を除く。)に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額を交付する同表の第3欄に掲げる者

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額を除く。)に、同表の第5欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

3 ただし、別表の第1欄の1の(4)のア、2の(2)のイ及び(2)のエに掲げる事業の本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費の額から補助事業に伴う他の補助金等その他収入(この補助金を除く。)の額を控除した額の範囲内において、知事が別に定める額とする。

4 事業主体は、本事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称のいかんを問わず事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。)への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、林政企画課長又は地方事務所の長(東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。)が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表の第1欄の1の(2)、2の(1)のア及び2の(2)のアに掲げる事業については様式第1号、その他の事業については様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。ただし、別表の第1欄の1の(2)及び2の(1)のア、2の(2)のアに掲げる事業については、規則第18条第1項の規定による交付額の確定(以下「交付額確定通知」という。)と併せて、同項の規定による審査等が完了した後に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。ただし、別表の第1欄の1の(2)及び2の(1)のア、2の(2)のアに掲げる事業については交付額確定通知と併せて様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16 条第2項後段、第17条、第 25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合も含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第6欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。ただし、別表の第1欄の1の(2)、2の(1)のA及び2の(2)のAに掲げる事業については、交付申請をもってこれに替えるものとする。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況報告)

第11条 規則第17条第3項の規定による報告は、翌年度の4月10日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第6号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、所管の地方事務所の長に提出しなければならない。ただし、林業退職金共済鳥取県支部及び公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団、林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部、公益財団法人鳥取県造林公社は、正本1部を知事に直接提出するものとする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。
- 2 鳥取県森林整備担い手育成対策事業費補助金交付要綱（平成14年7月24日付林第248号鳥取県農林水産部長通知）及び鳥取県林業労働力確保総合対策事業費補助金交付要綱（平成14年8月6日付林第276号鳥取県農林水産部長通知）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月27日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。
- 1 前項の規定にかかわらず、平成29年4月27日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月26日から施行し、施行日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月16日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。別表（第3条、第8条、第9条関係）

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月28日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 間 接 交 付 主 体	4 補助対象経費	5 補助率	6 重要な変更	
1 新規就業支援事業	(1) 技術習得支援事業	林業事業体	—	ア 新規就業者（他の事業と重複する場合を除く新規就業後4～5年以内の者）が林業労働者として必要な基礎的技能を習得するのに必要な研修を行うために要する経費（内部講師に係る基本給の日額相当額（社会保険料、各種手当、賞与を除く）、外部講師に係る謝金、旅費）の6割相当額 イ 新規参入事業体に雇用されている作業員が林業労働者として必要な基礎的技能を習得するのに必要な研修を行うために要する経費（外部講師に係る謝金、旅費）	1/2	補助金額の増及び20%を超える減	
	(2) 木材運搬等効率改善事業	林業事業体等	—	準中型、中型、大型運転免許の新規取得に必要な教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料	1/3 （準中型免許については一人当たり上限6万円、中型免許については1人あたり上限7万円、大型免許については1人あたり上限13万円）		
	(3) 雇用条件改善事業	ア 林業退職金共済掛金助成事業	林業退職金共済事業 鳥取県支部	—	雇用する林業労働者について、林業退職金共済に加入する場合の事業主負担に要する経費（62日分相当額を限度とする。）	10/10	
		イ 社会保険料掛金助成事業	林業事業体	市町村	雇用する林業労働者に係る健康保険、介護保険及び厚生年金の事業主体負担に要する経費（本補助金の申請年度に負担した掛金を対象とする。）	1/4	補助金額の増
		ウ 林業労働者福祉向上推進事業	公益財団法人 鳥取県林業担い手育成財団	—	（ア）林業労働者共済年金掛金助成事業 林業労働者共済年金掛金助成金の支給に要する経費（本補助金の申請年度に負担した掛金の全額を対象とする。） （イ）林業労働者年末一時金支給助成事業 林業労働者年末一時金助成金の支給に要する経費 （ウ）運営費助成事業 事業の運営に要する経費	4/10	補助金額の増及び20%を超える減

	(4) 鳥取県版緑の雇用支援事業	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団、林業事業体等	—	林業事業体が新規雇用した林業労働者に対して実施する研修に要する経費(本補助金の申請年度等の研修に要する経費を対象とする。)	定額	
2 林業技術・労働安全対策・経営支援事業	(1) 安全衛生技能向上支援事業	ア 安全衛生技能講習支援事業	林業事業体等	—	安全衛生技能講習等の受講(受講料、テキスト代)及び開催(講師に係る謝金及び旅費、機械等レンタル料、テキスト代)に要する経費	1/2
		イ 伐木等技能競技大会開催等支援事業	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団、林業事業体等その他これらが構成する団体	—	伐木・運材の技能競技大会開催に要する経費、世界伐木チャンピオンシップ(WLC)日本大会等への参加に要する経費	1/2 (WLC日本大会等への参加については、1人当たり1大会上限7万円)
	(2) 林業災害防止支援事業	ア コンクリート等資材購入(調達)費助成事業	林業事業体等、公益財団法人鳥取県造林公社	—	安全確保等のため間伐作業現場の整備・補修に必要なコンクリート、碎石の購入(調達)に要する経費	1/2
		イ 安全・安心を確保するための装備・器具等購入費助成事業	林業事業体等		林業労働の安全衛生の推進を図るために必要な装備・器具の購入に要する経費	
ウ 蜂対策事業		林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部	—	蜂アレルギー(アナフィラキシー)抗体検査に要する経費及びエピペンの購入に要する経費、事業の運営に要する経費	1/2	
	エ 振動障害(白ろう病)対策事業	林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取		振動障害(白ろう病)特殊巡回健診の受診者への受診費用の補助に対する経費であって、国に承認された額の範囲内	受診者一人当たりの補助額は、事業主負担と同額以下とし、その上	

			県支部		<p>限額は以下のとおりとする。</p> <p>①厚生労働省委託事業による補助がある場合 ：4,000円から厚生労働省委託事業による補助を差し引いた額</p> <p>②厚生労働省委託事業による補助がない場合 ：4,000円</p>	
				事業の運営に要する経費 (事業実施に要する上記以外の経費であって国に承認された額の範囲内)	1/2	
	(3) 作業班長等 実践力向上事業			<p>ア 作業システム実践力養成 研修事業 鳥取県に最適な作業システムを 実践できる班長等の養成研修に 要する経費</p> <p>イ コーチング研修事業 班長等の指導能力向上のための コーチング研修に要する経費</p> <p>ウ 安全に特化した林業研修 事業 伐倒訓練、架線系作業等の 研修に要する経費</p>	10/10	
	(4) 森林施業 プランナー育成事業	公益財 団法人 鳥取県 林業担 い手育 成財団	—	森林施業プランナー育成研 修に要する経費	定額	

様式第1号（第4条、第10条関係）

その1（技術習得支援事業、鳥取県版緑の雇用支援事業、林業災害防止支援事業（蜂対策事業）、作業班長等実践力向上事業、森林施業プランナー育成事業の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区 分	事業量	事業費	負担区分		備 考
			県補助金	その他	
		円	円	円	
計					

（注）該当事業だけ記載すること。

（2）事業計画（実績）表

区 分	事業実施主体名	対象者氏名	事業量	事業費	負担区分		備 考
					県補助金	その他	
				円	円	円	
計							

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用

(1) 他補助金の活用の有無（有・無）

※他補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)

5 消費税の取り扱い

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※消費税の取り扱いについて、当てはまるものに○をすること。

(添付書類)

(技術習得支援事業の場合)

1 実績報告には、講師が内部講師の場合は、県等が実施する指導者育成研修等を受講したことを証明する書類を添付するとともに、事業実施期間に作成した「森林緊急通報カード」の写し1枚を添付すること。

(鳥取県版緑の雇用支援事業の場合)

1 実績報告には、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（国版緑の雇用事業）の実績報告書の写し又は鳥取県版緑の雇用支援事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号鳥取県農林水産部長通知）による研修実施報告書を添付するとともに、事業実施期間に作成した「森林緊急通報カード」の写し1枚を添付すること。

(蜂対策事業の場合)

1 実績報告には、医療機関等の領収書の写し及び別紙を添付すること。

(作業班長等実践力向上事業の場合)

1 実績報告には、研修実施記録（任意様式）を添付すること。

様式第1号（第4条、第10条関係）
その1－別紙（林業災害防止支援事業（蜂対策事業））

蜂対策事業に係る経費明細表

(単位：円)

事業体名	受診者数	事業費	負担区分			事業主負担確認欄 (確認年月日)
			県補助金	事業主	その他	
計						

上記の事業主負担について、確認したことを証明します。

林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部

(氏名)

様式第1号（第4条、第10条関係）

その2（雇用条件改善事業（林業退職金共済掛金助成事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区分	対象者数	事業費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
林業退職金共済掛金助成事業		円	円	円	
計					

（2）事業計画（実績）表

雇用条件改善事業（林業退職金共済掛金助成事業）

事業体名	氏名	共済加入期間				備考
		2年目	3年目	4年目	5年目	
計	名	名	名	名	名	

※共済加入期間の欄は、該当年数の欄に○印をつけること。

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用

(1) 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)

様式第1号（第4条、第10条関係）

その3（雇用条件改善事業（社会保険料掛金助成事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区分	対象者数	事業費	負担区分			備考
			県補助金	市町村費	その他	
社会保険料掛金助成事業		円	円	円	円	
計						

（2）事業計画（実績）表

雇用条件改善事業（社会保険料掛金助成事業）

事業実施主体名	対象者氏名	補助対象年数（雇用開始年月日）	就労日数（※1）	事業費	負担区分			備考（算出基礎）（※2）
					県補助金	市町村費	その他	
		年 月 日 （ 年 月 日）	日	円	円	円	円	
計	名							

※1 中途採用の場合は、括弧書きにすること。

※2 備考の欄に、健康保険（介護保険を含む）、厚生年金の事業費内訳を記載すること。

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用

（1）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（2）活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	（補助金を所管している部署名や団体名および連絡先）

様式第1号（第4条、第10条関係）

その4（雇用条件改善事業（林業労働者福祉向上推進事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

(1) 経費の総括

区 分	対象者数	事業費	負担区分			備 考
			県補助金	市町村費	その他	
林業労働者共済年金掛金助成事業	人	円	円	円	円	
林業労働者年末一時金支給助成事業						
運営費助成事業						
計						

(2) 事業計画（実績）表

（林業労働者共済年金掛金助成事業）

林業団体等数	加入者総数	加入総口数	掛金総額	事業費	負担区分			備考
					県補助金	市町村費	その他	
	人	口	円	円	円	円	円	

（林業労働者年末一時金支給助成事業）

林業団体等数	登録者総数	給付総額	財団助成額	事業費	負担区分			備考
					県補助金	市町村費	その他	
	人	円	円	円	円	円	円	

（運営費助成事業）

職員数	人件費(A)	事務費(B)	管理費(A+B)	事業費	負担区分			備 考
					県補助金	市町村費	その他	
人	円	円	円	円	円	円	円	

※別紙事業計画（報告）内訳書及び事業収支予算（決算）内訳書を添付のこと。

3 事業完了（予定）年 月 日

年 月 日

4 他の補助金の活用

(1) 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)

5 消費税の取り扱い

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※消費税の取り扱いについて、当てはまるものに○をすること。

様式第1号（第4条関係）

その5（安全衛生技能向上支援事業（安全衛生技能講習支援事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業内訳書

1 講習等の受講概要

講習等の種類	受講者数	受講経費	事業費	備考
	人	円	円	
計				

2 受講の内容

講習等の種類	受講者氏名	受講経費	事業費	講習実施機関	受講年月日	備考
		円	円			
計						

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 消費税の取り扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて、当てはまるものに○をすること。

（添付書類）

1 事業内訳書に添付する書類は、次のとおりとする。

- （1）受講申込書の写し又は受講票の写し
- （2）受講料振込の写し又は受講料領収書の写し
- （3）講習等の修了証の写し

（注）規則第5条第2号による収支予算書は、事業内訳書をもって収支予算書に準ずる書類とする。

様式第1号（第4条、第10条関係）

その6（安全衛生技能向上支援事業（伐木等技能競技大会開催等支援事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区 分	対象者数	事業費	負担区分		備 考
			県補助金	その他	
伐木等技能競技大会開催	人	円	円	円	
参加支援					
計					

（2）事業計画（実績）表

ア 伐木等技能競技大会開催

大会名等	参加者数	事業費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
	人	円	円	円	
運営費					
計					

イ 参加支援

事業体名	参加者氏名	補助事業に要する（した）経費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
		円	円	円	
事務費					
計					

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用

（1）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先
※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)

5 消費税の取り扱い

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※消費税の取り扱いについて、当てはまるものに○をすること。

(添付書類)

1 伐木等技能競技大会開催

実績報告には、開催案内及び参加者名簿、大会開催結果、写真を添付すること。

2 参加支援

実績報告には、参加を証明する資料（領収書等の写し）を添付すること。

様式第1号（第4条関係） その7（林業災害防止支援事業（コンクリート等資材購入（調達）費助成事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業内訳書

1 事業計画（実績）

施行地					延長 (m)	幅員 (m)	コンクリート 等使用量 (m ³)	コンクリート 等購入単価 (円)	コンクリート 等購入経費 (円)	完了年月日	備考
番号	市町村	大字	字	地番							
								()	()		
								()	()		
計								()	()		

- (注) 1 施行地ごとに一連番号を付し、施行地番号欄に記入すること。
 2 施行地の延長はポケットコンパス等による測量による。
 3 数量等の表示単位は、延長については単位止とし、1位四捨五入とする。幅員については単位以下1位止とし、2位四捨五入とする。コンクリート等使用量は単位以下2位止とする。
 4 括弧には税抜き金額を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日
 年 月 日

3 消費税の取り扱い
 （一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）
 ※消費税の取り扱いについて、当てはまるものに○をすること。

(添付書類)

- 1 事業内訳書に添付する書類は、次のとおりとする。
 (1) 位置図（施行地の位置を示した2万5千分の1～5万分の1の地形図又はこれに準ずるもの）
 (2) 施業図（森林計画図に当該事業の施行地及び間伐施行地を記入したもの）
 (3) 当該事業に係る間伐施行地の伐採届（保安林の場合は間伐届）又は経営計画書の写し
 (4) コンクリート等購入（調達）の納品書の写し
 (5) コンクリート等購入（調達）代金の振込の写し又は領収書の写し
 (6) 実施状況写真
 2 上記1に掲げるもののほか、次の事項に該当するものについては、必要とする書類を申請書に併せて添付するものとする。
 (1) 事業主体が当該事業施行地の土地所有者と異なるときは、土地所有者等の同意書等。
 (2) 林業事業体は申請施行地に係る「とっとり森林緊急通報カード」の写しを添付すること。

(注) 規則第5条第2号による収支予算書は、事業内訳書をもって収支予算書に準ずる書類とする。

様式第1号（第4条、第10条関係）

その8（林業災害防止支援事業（安全・安心を確保するための装備・器具等購入費助成事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区 分		対象者数	事業費	負担区分		備 考
				県補助金	その他	
林業災害防止 支援事業	安全・安心を確保するための装備・器具等購入費助成事業	人	円	円	円	

（2）事業計画（実績）表

対象品目	対象者名	1個当たりの値段	個数	合計金額	負担区分		備考
					県補助金	その他	
		円	個	円	円	円	
計							

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用

（1）他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（2）活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取り扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて、当てはまるものに○をすること。

（添付書類）

1 実績報告には、領収書等の写しを添付すること。

2 報告にあつては、別紙（対象者に係る購入実績整理表）について提出すること。

様式第1号（第4条、第10条関係）

その9（林業災害防止支援事業（振動障害（白ろう病）対策事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

振動障害（白ろう病）対策事業

区 分	対象者数	事業費	負担区分			備考
			県補助金	厚生労働省 委託事業	その他	
特殊巡回検診の 受診者への受診 費用助成	人	円	円	円	円	
事務経費						
計						

（2）事業計画（実績）表

事業の内容	事業体数 (受診者 数)	特殊巡回 検診延日 数	事業費	負担区分			備考 (経費内 訳、積算基 礎)
				県補助金	厚生労働省 委託事業	その他	
特殊巡回検診の受 診者への受診費用 助成	事業体 (人)	日	円	円	円	円	
事務経費							
計							

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用

(1) 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先

※「有」の場合に記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)

5 消費税の取り扱い

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※消費税の取り扱いについて、当てはまるものに○をすること。

(添付書類)

- 1 実績報告には厚生労働省委託事業における健診費の補助人数、健診費、補助額及び健診費に対する個々の事業主の費用負担が分かる資料を添付すること。

様式第1号（第4条関係）

その10（新規就業支援事業（木材運搬等効率改善事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業内訳書

1 講習、試験等の受講、受験概要

取得した免許の種類	受講、受験者数	受講、受験経費	事業費	備考
	人	円	円	
計				

2 受講、受験の内容

講習、試験等の内訳	対象者氏名	受講、受験経費	事業費	講習等実施機関	受講、受験年月日、免許取得年月日	備考
		円	円			
計						

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 消費税の取り扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて、当てはまるものに○をすること。

（添付書類）

1 事業内訳書に添付する書類は、次のとおりとする。

- （1）受講、受験申込書の写し又は受講、受験票の写し
- （2）受講、受験料振込の写し又は受講、受験料領収書の写し
- （3）新規取得した免許証の写し

（注）規則第5条第2号による収支予算書は、事業内訳書をもって収支予算書に準ずる書類とする。

様式第2号（第4条、第10条関係）

その1（技術習得支援事業、雇用条件改善事業（林業退職金共済掛金助成事業）、鳥取県版緑の雇用支援事業、安全衛生技能向上支援事業（伐木等技能競技大会開催等支援事業）、林業災害防止支援事業（安全・安心を確保するための装備・器具等購入費助成事業）、蜂対策事業、振動障害（白ろう病）対策事業）、作業班長等実践力向上事業、森林施業プランナー育成事業の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業収支予算（決算）書

1 収入の部

単位：円

区 分		予算額	精算額	（比較増減）		備考
				（増）	（減）	
（事業名）	県補助金					
	その他					
	小計					
	県補助金					
	その他					
	小計					
計						

2 支出の部

単位：円

区 分		予算額	精算額	（比較増減）		算出基礎
				（増）	（減）	
	小計					
	小計					
計						

（注）「区分」欄には、左欄に事業名、右欄に補助対象経費費目を記載する。

3 収支精算書

単位：円

県補助金交付決定額	県補助金精算額 （A）	県補助金既受領額 （B）	差引県補助金未受領額 （又は△返還額） （A－B）

※収支精算書は、収支決算書の場合に記入する。

様式第2号（第4条、第10条関係）

その2（雇用条件改善事業（社会保険料掛金助成事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業収支予算（決算）書

1 収入の部

単位：円

区 分	予算額	精算額	(比較増減)		備 考
			(増)	(減)	
県補助金					
市町村費					
そ の 他					
計					

※他の補助金を活用している場合は、備考欄に具体的に記入すること

2 支出の部

単位：円

区 分	予算額	精算額	(比較増減)		算出基礎
			(増)	(減)	
計					

(注) 「区分」欄には、補助対象経費費目を記載する。

3 収支精算書

単位：円

県補助金交付決定額	県補助金精算額 (A)	県補助金既受領額 (B)	差引県補助金未受領額 (又は△返還額) (A - B)

※収支精算書は、収支決算書の場合に記入する。

様式第2号（第4条、第10条関係）

その2－別紙（雇用条件改善事業（社会保険料掛金助成事業）の場合）

【 年度に実施した雇用者の処遇改善の取組み】

（記載例）

- ・ 基礎賃金向上を図るため〇〇の取組みを実施した
- ・ 有給休暇取得率向上のため〇〇を改善した
- ・ 作業員の安全確保のため〇〇を実施し、マニュアルを作成した

【実施状況等】

※取組みの実施状況がわかる資料や写真を添付すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

その3（雇用条件改善事業（林業労働者福祉向上推進事業）の場合）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業収支予算（決算）書

1 収入の部

単位：円

区 分	予算額	精算額	(比較増減)		備考
			(増)	(減)	
県 補 助 金					
市 町 村 費					
そ の 他					
基 金 運 用 益 等					
計					

2 支出の部

単位：円

区 分	予算額	精算額	(比較増減)		算出基礎
			(増)	(減)	
林業労働者共済年金掛金助成事業					
小 計					
林業労働者年末一時金支給助成事業					
小 計					
運営費助成事業					
小 計					
計					

(注) 「区分」欄には、左欄に事業名、右欄に補助対象経費費目を記載する。

3 収支精算書

単位：円

県補助金交付決定額	県補助金精算額 (A)	県補助金既受領額 (B)	差引県補助金未受領額 (又は△返還額) (A - B)

※収支精算書は、収支決算書の場合に記入する。

様式第2号（第4条、第10条関係）

その3－別紙（雇用条件改善事業（林業労働者福祉向上推進事業）の場合）

（1）林業労働者年末一時金支給助成事業計画（報告）内訳書

登録労働者数 (人)	就労実人数（人）			就労延べ日数（日）			給付金額 (円)	負担区分（円）			
	総数	150日 ～ 199日	200日 ～ 249日	250日 以上	総数	150日 ～ 199日		200日 ～ 249日	250日 以上	林業労働者掛金	事業主掛金

（2）収支予算（決算）内訳書

単位：円

収入	林業就労促進基金運用益（A）	
	その他収入（B）	
	計（C）	
支出	共済年金掛金助成（D）	
	年末一時金支給助成（E）	
	運営費助成事業（F）	
	計（G）＝（D）＋（E）＋（F）	
不足額（補助事業に要する経費） （G）－（C）		

様

職 氏名

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の（間接）補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金交付要綱（平成29年3月23日付第201600189208号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏名

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金交付決定及び交付額確定
通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づきその額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、〇〇〇〇事業とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

なお、本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金交付要綱（平成29年3月23日付第201600189208号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。

様式第5号（第10条関係）

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業仕入控除税額確定報告書

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

所在地
名称
代表者

年 月 日付第 号により交付決定のあった 年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金交付要綱（平成29年3月23日付第201600189208号鳥取県農林水産部長通知。）第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額 （ 年 月 日付第 号による通知額）	金	円
2 上記に係る補助対象経費の額	金	円
3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を 超えるときは、当該交付決定控除税額）	金	円
4 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額	金	円
5 補助金返還相当額（4－3）×（1÷2）	金	円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

職 氏 名 様

所在地
名称
代表者

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称		
	算定基準額	交付決定額
交 付 決 定		
年度までの実績 ①		
年度における実績 ②		
年度以降の実施予定 ③		

(注) ①から③目での合計は、交付決定と一致するものである。